

大阪市告示第359号

大阪市立淀川区民センターの利用料金について、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第10条の3第4項の規定に基づき、次表のとおり利用料金の額を承認したので、同条第5項の規定に基づき公告する。

令和8年3月23日

大阪市長 横山英幸

1 利用料金

(1) 施設の使用にかかる利用料金 (単位:円)

室名	入場料その他これに類する料金を徴収しない場合					
	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日
	9 : 30 ~ 12 : 30	13 : 00 ~ 17 : 00	17 : 30 ~ 21 : 30	9 : 30 ~ 17 : 00	13 : 00 ~ 21 : 30	9 : 30 ~ 21 : 30
ホール	11,000	14,600	14,600	21,800	24,700	34,900
第1会議室	2,200	3,000	3,000	4,800	5,500	7,700
第2会議室	1,000	1,300	1,300	1,500	1,700	2,400
第3会議室	1,000	1,300	1,300	1,500	1,700	2,400
小会議室	1,000	1,300	1,300	1,500	1,700	2,400
和室	1,300	1,800	1,800	2,400	2,800	3,900
第5会議室	700	900	900	1,100	1,200	1,700
音楽室	1,300	1,800	1,800	2,400	2,800	3,900
講習室	1,000	1,300	1,300	1,500	1,700	2,400

※日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における使用料は上表の2割増

(単位：円)

室名	入場料その他これに類する料金を徴収する場合					
	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日
	9：30～ 12：30	13：00～ 17：00	17：30～ 21：30	9：30～ 17：00	13：00～ 21：30	9：30～ 21：30
ホール	16,500	21,900	21,900	32,700	37,100	52,400
第1会議室	3,300	4,500	4,500	7,200	8,300	11,600
第2会議室	1,500	2,000	2,000	2,300	2,600	3,600
第3会議室	1,500	2,000	2,000	2,300	2,600	3,600
小会議室	1,500	2,000	2,000	2,300	2,600	3,600
和室	2,000	2,700	2,700	3,600	4,200	5,900
第5会議室	1,100	1,400	1,400	1,700	1,800	2,600
音楽室	2,000	2,700	2,700	3,600	4,200	5,900
講習室	1,500	2,000	2,000	2,300	2,600	3,600

※日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における使用料は上表の2割増

(2) 附属設備利用料金

(単位：円)

使用場所	品名	単位	利用料金
ホール	拡声装置 A(有線マイク1本含む)	1式	1回につき 1,650
	マイク	1本	1回につき 350
	ワイヤレスマイク	1式	1回につき 350
	ボーダーライト	1列	1回につき 550
	ホリゾンライト	1列	1回につき 550

	シーリングスポット	1台	1回につき	350
	サイドフロントスポット	1台	1回につき	350
	フットライト	1列	1回につき	1,050
	ピンスポット	1台	1回につき	400
	スポットライト	1台	1回につき	350
	調光設備	1式	1回につき	1,050
	グランドピアノ	1台	1回につき	2,750
	アップライトピアノ	1台	1回につき	1,650
	卓球台	1台	1回につき	200
	CD プレーヤー	1台	1回につき	350
共通	拡声装置 B	1式	1回につき	950
	プロジェクター	1台	1回につき	550
	ガスコンロ(講習室)	1台	1回につき	150
	持込設備電源利用料金	1室	1回につき	200
	絵画等展示設備	1枚	1日につき	200
	ラジカセ	1台	1回につき	350

2 実施時期

令和8年10月1日から

(淀川区役所市民協働課)